



Title	原因関係の時効消滅は人的手形抗弁となりうるか
Author(s)	大塚, 龍児
Citation	北大法学論集, 38(5-6下), 311-331
Issue Date	1988-07-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16611
Type	bulletin (article)
File Information	38(5-6)2_p311-331.pdf



[Instructions for use](#)

原因関係の時効消滅は人的手形抗弁となりうるか

大塚
龍
児

目次

- 一 はじめに
- 二 最高裁判所判例の立場とその検討
- 三 手形授受の当事者間における原因債権の瑕疵と人的抗弁
- 四 おわりに

一 手形債

手形が、原因債務・債権の当事者間で、その支払のために (zahlungshalber) 授受された場合、原因債権者が手形債権を行使するときに、手形債務者は原因債権の時効消滅を人的抗弁としてその支払を拒むことができるであろうか。問題を単純化するために、約束手形の受取人が振出人に対して、為替手形の振出人が引受人に対して手形債権を行使する場合を念頭において論じたい。そうすると、手形の主たる債務者に対する手形債権の消滅時効期間である満期から三年 (手七〇条一項・七七条一項八号) よりも短期の消滅時効にかかる債権 (民一七二条一七四条など) を原因債権とする場合を主に考えればよいであろう。ただし、手形債権と原因債権の時効中断をどのように考えるかにもよるが、手形債権のみが時効中断されるという立場をとれば、原因債権の消滅時効期間が五年 (商五二二条) 一〇年 (民一六七条一項) であっても、理論的には同様の問題が生ずる。被裏書人が直接の裏書人に対して手形遡求権を行使する場合、その遡求権の消滅時効期間は短い (手七〇条二項・三項・七七条一項八号) 理論的には、主たる手形債務者に対して、約束手形の受取人、為替手形の振出人が手形債権を行使するときと全く同一に扱ってよい。

手形が、原因債務の支払に代え (zahlungstatt) 授受されたときは、原因債務は授受の時に消滅しているから、原因債権の時効消滅が手形債権行使に対する人的抗弁となるか否かは、考慮する余地がない。原因債務の担保のために (sicherungshalber) 手形が授受されたときは、担保の附従性をどのように考えるかにかかるといえようが (後述、三(参照)) ここでは、より一般的な原因債務の支払のために手形が授受された場合を中心に考察する。

二 最高裁判所判例の立場とその検討

最高裁判所は、昭和四三年一月二日二日の判決^①（以下、昭和四三年判決という）で、原因債権の時効消滅は原因関係の当事者間では人的抗弁となり、手形金の請求を拒むことができると判示した。

次で、昭和五三年一月二三日の判決⁽²⁾⁽³⁾（以下、昭和五三年判決という）は、手形の原因債権の消滅時効が完成しない間に、手形の授受の当事者間で仮執行宣言付支払命令により手形債権が確定した場合には、原因債権の消滅時効期間は右支払命令確定の時から一〇年となる、と判示した。その理由として、原因債権の消滅時効が仮執行宣言付支払命令送達前に完成していない場合においては、手形はその授受の当事者間では原因関係に対する手段であり、手形債権者が右手段を行使して支払命令を申し立て、その確定を得て手形債権の時効を中断し、更に、民法一七四条ノ二第一項によってその時効期間が延長されたのに、原因債権の消滅時効完成について訴を提起するなどの方法を講じてその時効を中断しなければならぬというのでは、手形債権者の通常の期待に著しく反する結果となる、といういわば実質的ないし実際的理由をあげる。この判示を一般化すれば、手形債権が判決または裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定すると、民法一七四条ノ二第一項によって手形債権の時効期間は確定の時から一〇年に延長されるが、原因債権の消滅時効期間もこれに応じてその時から一〇年に変ずる、ということになる。要するに、原因債権者が手形債権につきわざわざ訴を提起するなどして、確定判決またはそれと同一の効力を有するものによって、手形債権の時効期間を一〇年に延長したときに（民一七四条ノ二第一項）、原因債権の時効期間もそれに合わせることにより、昭和四三年判決を適用することの不都合、すなわち確定した手形債権よりも先に原因債権の時効消滅が生じそれを抗弁として手形金の支払いを拒めるという不都合、を排除こうとするものといえる。

昭和五三年判決の結論を是認するとしても、昭和四三年判決を前提とすると、原因債権者がせつかく手形債権につき訴の提起などをもしても、なお原因債権の時効消滅を抗弁とされる場合が二つある。

第一は、昭和五三年判決の事案に即していえば、手形債権についての仮執行宣言付支払命令に対して、手形債務者が適法に異議を述べ通常訴訟に移行し(民訴四四二条)、その訴訟手続中に原因債権の消滅時効が完成し、手形債務者がこれを援用する場合である。より一般的にいえば、手形債権について訴の提起時までには原因債権の消滅時効は完成していなかったが、当該訴訟の継続中に完成した場合である。

第二は、昭和五三年判決の事案に即していえば、仮執行宣言付支払命令の送達後、その確定までの間(民訴四四〇条・四四三条)に原因債権の消滅時効が完成した場合である。より一般的にいえば、手形債権についての訴訟における事実審の最終口頭弁論終結後、手形債権者勝訴の判決の確定までの間に、原因債権の消滅時効が完成した場合である。この場合には、手形債権に関する判決が確定しても、原因債権の消滅時効の完成は仮執行宣言付支払命令の送達後または事実審の最終口頭弁論終結後であるから(民執三五条二項。民訴旧五四五条二項・五六一条二項)敗訴した手形債務者Ⅱ原因債務者が原因債権の時効消滅を事由として請求異議の訴えを提起したときは、これを認めざるを得ないことになる。⁴⁾

最後に、昭和六二年一〇月一六日の判決⁵⁾(以下、昭和六二年判決という)は、債務の支払のために手形の交付を受けた債権者が債務者に対して手形金請求の訴えを提起したときに関して、その訴えの提起と原因債権の時効中断について、昭和四三年判決を前提としたうえ、昭和五三年判決における前述の実質的ないし実際的理由を掲げた後、「他方、債務者(手形債務者かつ原因債務者のこと≡筆者)は、右訴訟係属中に完成した消滅時効を援用して手形債務の支払を免れることになって、不合理な結果を生じ、ひいては簡易な金員の決済を目的とする手形制度の意義をも損なう結果を招来す

るものといふべきであり、以上の諸点を考慮すれば、前記当事者間（債務の支払のために手形が授受された当事者間をいう「筆者」）における手形金請求の訴えの提起は、時効中断の関係においては、原因債権自体に基づく裁判上の請求に準ずるものとして中断の効力を有するものと解するのが相当である」と判示する。

昭和六二年判決は、先に述べた第一、第二の場合を埋めるものと評価することができるであろう。すなわち、一般的には手形債権についての訴えの提起に、裁判上の請求に準ずる原因債権の時効中断を認めるから、手形債権についての訴え提起後その判決が確定する時までは、原因債権の消滅時効完成はありえないわけである。手形債権の判決が確定すれば、昭和五三年判決により、手形債権も原因債権も共に右確定の時から一〇年に消滅時効期間が延長される。昭和五三年判決が扱った支払命令に関していえば、昭和六二年判決は手形債権についての訴えの提起により、原因債権の時効が中断されるとするから、仮執行宣言の付かない単なる支払命令の送達（民訴四三六条）後には原因債権の消滅時効は完成しないこととなる（民訴四四二条）。したがって、原因債権の時効消滅を抗弁とできるのは、仮執行宣言の付かない単なる支払命令送達前に、時効が完成していなければならぬことが明らかになった。

昭和五六年判決に対する判例批評⁽⁶⁾において、筆者は、①手形債権についての仮執行宣言付支払命令の確定あるいは判決の確定によつて、原因債権の消滅時効期間が一〇年間に延長されるということについては、理論的な根拠は見出しがたいこと⁽⁷⁾、②手形債権と原因債権が併存する場合、一方の訴提起、催告等の請求（民一四七条一号）は、他方の時効を中断すると考えて良いのではないかと⁽⁸⁾いうこと、③より根本的には、原因債権の時効消滅は、手形債権行使に対する人的抗弁事由とはならないこと⁽⁹⁾、を中心⁽¹⁰⁾に論じた。①、②については、なおその結論を維持したく思うので、ここでは③の点について再論を試みたい。それは次の事情による。

③の結論はドイツにおける通説⁽¹¹⁾であるところ、わが国でも昭和四三年判決の結論に反対し、ドイツの通説と同じく原

因債権の消滅時効の完成は手形債権に対する人的抗弁事由とならないと解すべく、そのことは、ドイツ民法が消滅時効の完成によって債務者に履行拒絶権を与えると構成し（§ 222 Abs. 1 BGB）、我が民法が消滅時効の完成によって債権が消滅すると構成する（民一六七条以下）こととは関係がないことを指摘したつもりである。しかし、学説は消滅時効完成の両法の法律構成が異なることを論拠に、拙稿の③の結果はとり得ないとされ¹²、わずかに裁判官の論文で好意的に紹介されたにとどまる¹³。が、そのことよりも、昭和六二年判決で島谷裁判官は、原因債権の時効消滅は人的抗弁事由とはならず、昭和四三年判例は変更されるべきであり、原因債権の時効消滅を前提として手形支払義務の不存在をいう上人の抗弁は、時効中断の点を論ずるまでもなく、失当であるとする意見を付されていることである。この点に意を強くして、あえて③を再論し、その論拠を敷衍したく思う次第である。

昭和四三年判決を前提としても、昭和五三年判決および昭和六二年判決の結論を承認すれば、確かに、原因債権・債務の当事者間で原因債権の時効消滅があつても、原因債権者が時効完成前に手形債権について訴えを提起するなどの権利行使をしていれば、その者に不利益は生じない。しかし、次のような場合を想定すると、原因債権者は、昭和五三年判決および昭和六二年判決が指摘するように、手形債権によってあれ原因債権によつてであれ、経済的には同一の給付を得るために、原因債権の「時効完成の結果を回避しようとする、更に原因債権についても訴えを提起するなどして別途に時効中断の措置を講ずることを余儀なくされる」ことになろう。すなわち、たとえばAが消滅時効期間二年の原因債務の支払のために、Bに対して約束手形を振出し、BはこれをCに、CはDに裏書した場合を想定しよう。満期におけるDの手形支払請求に対し、Aは資力がないために支払いを拒絶した。DはCに遡求したが、D・C間の原因関係について争いがあつたため、D勝訴の判決までに満期から二年を経過していた。Cは、Dの提起した遡求の訴をBに告知しておいたので（手八六条）、Dに遡求金額を支払った後にBに再遡求する。Bがそれに応じて、資力の回復したAに

更に手形金（再々遡求金額ということになる）を請求しようとした時は、手形の満期からは三年内であったが、原因債権の二年の消滅時効は完成していた。

右のような設例で、CまたはDがBに遡求または再遡求する場合、その手形は主たる手形債務者Aに対する手形債権が時効消滅していない、いわゆる「健全な手形」であることが必要であるとされるが、Bの地位に着目した手形取引の安全を考えるならば、C、DがBに遡求または再遡求するためには、「健全な手形」であるだけでなく、BのAに対する原因債権も消滅時効にかかっておらず保全されていることも要求しなければならぬ。Bの原因債権も健全であることを要求すれば、C、D以下の者にとつての手形取引の安全を害することは論を待たず、原因債権と手形債権とを別個の債権とし、手形の第三取得者は前者達間の原因を考慮することなく手形債権を取得できるとする（手一七条参照）「手形法の法意にも反することとなる」⁽¹⁵⁾であろう。

右の場合のBが保護されて然るべきであるとすれば、原因債権の消滅時効は手形債権行使に対する人的抗弁事由とはならないと解するのが適切であろう。⁽¹⁶⁾

(1) 裁判集民事九三号五八五頁・判例時報五四五号七八頁。この判決に先立つて同旨を判示したものととして、最判昭和四二・一一・一六が、奈良次郎「民事破棄判決の実情」判例時報五二〇号五頁に報告されている。同旨の下級審判例として、名古屋地判昭和四七・九・一六判例時報六八九号一〇八頁、大阪地判昭和五〇・一〇・一三判例時報八二六号九四頁。ただし、後者の大阪地判は一般論として同趣旨をいい、原因債権の消滅時効期間の満了前に、約束手形が期限後裏書により譲渡された場合、振出人が原因債権の時効消滅をもって手形所持人に対抗できるかに関して、次のようにいつて否定する。期限後裏書は、裏書当時に発生している手形債務者の裏書人に対する抗弁事実につき被裏書人の善意悪意を問わず同人に対抗できるといふものであって、裏書後に発生した裏書人に対する事由について被裏書人に対し主張できるものではない。しかし、

完成した時効には遡及効があるが（民一四四条）それを無視するものではないであろうか。手形の期限後裏書後に、原因債務の基礎となった契約を取消したとき（民一二一条本文参照）はどうなのであるうか。

(2) 民集三二卷一号一頁。

(3) 昭和五三年判決の事案では、仮執行宣言付支払命令の送達前に既に原因債権は消滅時効が完成しており、手形債務者は異議を申立てることなく右支払命令を確定させてしまったから、最判は右支払命令に基づく強制執行に対する請求異議訴訟においては、民訴法五六一条二項（現民執三五条二項後段）にいう仮執行宣言付支払命令の送達後に異議の原因を生じた場合にあたらないうとしている。原因債権の消滅時効期間が一〇年に延びるという判示は、上告人（手形債務者＝原因債務者）が、仮執行宣言付支払命令の送達後に完成した原因債権の時効消滅を援用すると主張したのに対して答えたものである。

(4) 布村重成「手形授受の当事者間において仮執行宣言付支払命令により手形債権が確定した場合と原因債権の消滅時効」民事研修二五七号四八頁、はこの点を指摘される。

(5) 民集四一卷七号一四九七頁。本判決の解説、篠原勝美「手形金請求の訴えの提起と原因債権の消滅時効の中断」ジュリス卜九〇一号八〇頁、参照。

(6) 拙稿「手形授受の当事者間において仮執行宣言付支払命令により手形債権が確定した場合と原因債権の消滅時効」民商法雑誌七九卷六号六二頁。

(7) 同旨、布村・前掲註（4）四八頁、山崎潮「手形金請求訴訟におけるその原因債権の時効消滅の抗弁の当否」判例タイムズ三九二号二六頁、谷川久「手形債権の確定と原因債権の消滅時効」ジュリスト七一八号一四三頁、山崎学「手形授受の当事者間において仮執行宣言付支払命令により手形債権が確定した場合と原因債権の消滅時効」法学研究五二卷七号一一六頁。

反対に、昭和五十三年判決の結論を基礎づけようとするものとして、船越隆司「手形授受の当事者間における手形債権の確定と原因債権の消滅時効」判例評論二二九号一四頁、近藤光男「手形の原因債権の消滅時効——手形授受の当事者間において仮執行宣言付支払命令により手形債権が確定した場合」法学協会雑誌九六卷九号一三七頁、前田庸「手形債権の確定と原因債権についての消滅時効」判例タイムズ三九〇号二二二頁、菅野昭弘「手形債権の確定と原因債権の消滅時効」立教大学大学院法学研究二九一頁、がある。しかし、手形訴訟において専ら手形行為の有効、無効だけが争われ、手形判決が確定

した場合、何ら公権的に確定されていない原因債権についてその消滅時効期間が伸長される理由は、やはり明らかでない。

(8) 昭和六二年判決は、手形債権の訴提起に、原因債権について裁判上の請求(民一四九条)に準ずる時効中断の効力を生ずるとする。拙稿註(6)七〇頁以下は、催告(民一五三条)による中断を念頭においていた。なお、時効中断の関係については、篠原・前掲註(5)ジュリスト八〇頁以下参照。

手形債権についての訴の提起により、原因債権も訴訟物となるとするならともかく、そうでないとする判例、通説の立場において原因債権について裁判上の請求に準ずる時効中断の効力を認めるのは困難ではなからうか。手形債権についての訴えの却下または取下げの場合は時効中断の効力を生じないことにならう(民一四九条)。単なる催告(民一五三条)の中断効のときは、却下、取下げのときにも、六カ月以内に原因債権について裁判上の請求などを行うことにより、中断効を存続させる。

(9) 昭和六二年判決は、手形債権についての訴えの提起が原因債権の時効を中断するとした下級審判例(大阪高判昭和五〇・三・一九判例時報七八八号五五頁——民一四七条一号の請求とする——、東京高判昭和五二・七・二七下民集二八巻五〇八号八六二頁)を肯定し、しかもそれは裁判上の請求(民一四九条)に準ずるものとした点に意義がある。なお、原因債権ではないが手形買戻請求権について、手形金請求訴訟はその消滅時効を中断しないとある、福岡高判昭和五六・九・二四判例時報一、〇三四号一二五頁。

承認(民一四七条三号)に関して、手形債務の承認は原因債務の承認にあたるとする判例がある。横浜地決昭和三五・一・二二下民集一巻一号八〇頁、東京高判昭和三六・二・二七下民集一二巻二号三八一頁。手形債権に基づく差押、仮差押(民一四七条三号)については、原因債権の時効を中断しないとある判例がある(大阪高判昭和四五・二・二五下民集二二巻一・二号三四七頁、東京地判昭和四六・一・二七判例時報六七三三五頁、名古屋高判昭和五一・一〇・二八判例時報八四八号八二頁)。

(10) 既に、木内宜彦「手形の原因関係と手形抗弁(本論一)」法学新報八〇巻一二号一一頁以下の主張にかかる。同・手形法・小切手法(企業法学Ⅲ)第二版二八七頁。

(11) Staub-Stranz, Wechselgesetz, 13. Aufl., Art. 17Ann. 38e, 60; Jacobi, Wechsel- und Scheckrecht, S. 290; Stranz, Wechselrecht, 14. Aufl., Art. 17Ann. 40d; Baumbach-Herfemehl, Wechselgesetz und Scheckgesetz, 14. Aufl., 70 Rdn.

I: Hueck-Canaris, Das Recht der Wertpapiere, 12. Aufl., S. 165.

(12) 近藤・前掲註(7)一六頁、谷川・前掲註(7)一四二頁、島十四郎「手形債権の行使と原因債権の時効」ジュリスト手形小切手判例百選(第三版)二二一頁。

(13) 山崎・前掲註(7)二八頁、東條敬「手形授受の当事者間において仮執行宣言付支払命令により手形債権が確定した場合と原因債権の消滅時効」法曹時報三三卷一〇号一八〇頁。山崎・同所二八頁は、手形および原因債権の債務者の意思は、両債権のどちらか一方が存続する限り支払に應ずるものと解釈するのが合理的で、債務者の原因債権の時効消滅の抗弁は信義則に反しあるいは権利の濫用として許さない、という法律構成を提唱される。信義則違反、権利濫用で一律に許さないのであれば、そのような一般条項に依らずに、原因債権の時効消滅は一般に人的抗弁とならないという理論構成を探ることの必要性を示しているものといえないであらうか。

(14) この点については、拙稿「約束手形の裏書人が振出人の手形金支払義務の時効による消滅に伴い自己の所持人に対する償還義務も消滅したとしてその履行を免れようとするのが信義則に反し許されないとされた事例」民商法雑誌八九卷一号七五頁以下参照。

(15) 文脈は異なるが、昭和六二年判決における島谷裁判官の意見からの引用である。

(16) Aが無資力であるにもかかわらず、BのDに対する受戻権(手五〇条一項)の行使を要求するのは非現実的であらう。手形を所持していなくとも原因債権についての訴えの提起は可能であり、その際に債務者が手形と引換えにという同時履行の抗弁を提出したときは、交換給付の判決をすべきであるというのが判例であるが(大判昭和一一・一一・一九新聞四三三九号一〇頁、最判昭和三三・六・三民集二卷九号一、二八七頁、最判昭和三五・七・八民集一四卷九号一、七二〇頁、最判昭和四〇・八・二四民集一九卷六号一、四三三五頁)、原因債権の時効中断のためにこれによらなければならないというべきなのであらうか。

三 手形授受の当事者間における原因債権の瑕疵と人的抗弁

(イ) ここでは、直接の当事者間で手形授受の原因となった債権が、たとえば不存在であったり、初めから無効であつ

たり、取消により無効となったり、解除により消滅したり、手形とは別途に弁済されて消滅することを、用語の適切さの問題はあるが、一応原因債権の瑕疵と呼び、この瑕疵があるときに、債権者の手形債権行使に対する債務者の人的抗弁をどう法律構成すべきかを探ることにする。この意味での人的抗弁の法律構成は、手形が原因債権の支払のために授受された場合に限らず、支払に代えて授受された場合にも妥当する。このような原因債権の瑕疵に限るのは、原因関係の当事者間の人的抗弁には、たとえば融通手形の抗弁や見せ手形の抗弁などの手形債権の利用方法に関する合意に基づく抗弁や相殺の抗弁など、原因債権そのものとは関連しない抗弁があり、それらを除く趣旨である。

手形債権・債務は原因債権・債務とは別個独立の債権・債務かつ無因（ないし抽象的）債権・債務であり、手形授受の当事者間であっても、債権者は原因債権を主張、立証することを要せずに手形債権を行使でき、債務者は原因債権の瑕疵を主張、立証したときに手形債務の支払を拒絶できる。このことはほぼ異論なく受け容れられているところである。¹⁷⁾

ただし、最上級審の判例のなかには、原因関係が強行法違反、公序良俗違反で無効であるとき、原因関係上手形債権の発生、行使につき特約があるときに、原因関係の違法、不法あるいは特約が手形債権そのものに影響を及ぼし、手形債権は無効となりまたは発生しないといういわば有因的に手形債権が生じるような表現のものがあり、また、原因関係が強行法規違反、公序良俗違反であるときは手形行為（裏書）¹⁸⁾そのものが無効であつて、手形所持人は手形授受の相手方以外の手形債務者に対しても請求できないとするものがあり、手形行為の無因性（抽象性）、手形債権・債務の無因性（抽象性）を一般的に承認すると、これら判例の位置づけのないし評価は問題となりえよう。筆者は、手形債権の発生を特約にかからしめた判例は別として、手形の無因性、抽象性は手形取引のための一つの法技術であるから、原因からの抽象の程度は法秩序全体の見地からは問題になり、原因関係ないし原因債権・債務が公序良俗違反または強行法規違反

のときには抽象されない、換言すれば原因のそのような違法は捨象しえない、と考へたい。⁽²¹⁾この点をどう考へるにせよ、手形授受の当事者間で手形により請求を受けた者は、原因債権の無効その他の原因債権の瑕疵を理由に手形金の請求を拒めるといふ結論自体は動かない。

(四) 原因債権に瑕疵があるとき、手形債権行使に対して人的抗弁となし得ることの理論構成として、わが国では一般に次のように考へられてきたといえよう。

「要するに手形の抽象性の主張の必要は手形が第三者間に転輾する場合に於てである。手形授受の直接の当事者間に於ては手形債務の手段性が充分認識せられる必要がある。手形は無より有を生ぜしむる結果を生じてはならない。若し手形債務の抽象性を直接当事者間に於ても貫徹するときは仮令原因の欠缺又は違法ある場合、又は上述の融通手形の如き場合に於ても、実質上債務を負担せず而も手形面に於て債務者たる者は直接の相手方に対し手形に基づく支払を為すを要し、而して其の支払後に於て始めて原因の欠缺又は違法其の他を理由として支払ひたる金額の取戻を請求することを得るに止まる。然しながら斯くの如きは手形の本来の目的が手段に存することを無視し本末顛倒に陥るものであり、啻に支払及び取戻の二重の手續を踐むの煩累あるのみならず、手形を違法の目的の爲め的手段として濫用するの弊を助長するのである。是に於てか法は手形の独立の存在と其の手段性との調和の法律技術的考慮から手形債務者に直接の相手方たる請求者に対する人的抗弁を認め、相手方の手形上の権利は認めながら手形金額の支払又は償還を拒絶することを得せしめ、以て無原因なる手形上の権利の行使を為すを得ざらしめて居るのである。」⁽²²⁾すなわち手形の目的のための手段性と、支払つた後に不当利得として返還請求するという二重手間の回避ということである。後者を強調して次のようにもいわれる。「直接当事者間ではその経済目的をなす原因関係を顧慮することが妥当であつて、これを認めなければ、一たん手形の支払をなした後再び不当利得でそれを取戻すというような二重の手續をとることとなり、面倒であるばかり

か、濫用の危険（例えば違法行為による債権実現のため手形を利用することし）もあるからである⁽²³⁾。

手形の手段性は昭和五三年判決、昭和六二年判決でも強調されているところである。しかし、手形の「手段性」ということが法律構成として適切であるかは疑問である。たとえば、ドイツ法で原因債権の消滅時効完成は人的抗弁とされていることは前述したが（二註(11)）、原因債権の消滅時効完成が債務者に原因債務の履行拒絶権を与える（§ 222 Abs. 1 BGB）だけだからとしても、右にいう手形の「手段性」を持ち出せば、何故に目的ノ本体である原因債務の履行を拒めるのに、手段である手形債務の履行を拒めないのか、という疑問にぶつかる。また極論すれば、手段がなくなつたら、目的ノ本体の実現のしようもないともいえそうで、たとえば、手形債権につき消滅時効が完成したら、原因債権も行使しえない⁽²⁴⁾、ともいえそうである。が、我が国ではこのような極論は聞かない⁽²⁵⁾。

二重手間を省く意味での不当利得の抗弁だというのは、手形の流通期間中にたとえば取消、解除、別途弁済などの原因債権の無効・消滅があつた場合に、手形債務者の手形の返還請求権を基礎づけることはできない。したがつて、その事由が発生した後に原因債権者が手形を第三者に譲渡することを防ぐ実体法上の手段はなく、その譲渡がなされてしまえば、第三者に害意がない以上（手一七条）この者への支払は強制されることになつてしまふであらう。

右に述べた人的抗弁の基礎づけは、法的構成とはなつておらず、原因債権に瑕疵あるときに手形債務者が直接の相手方に対して支払を拒絶できる実質的理由を説明しているにすぎない⁽²⁶⁾、といえるようである。

い 無因であること、あるいは何かから抽象されているということはどういうことであらうか。

出捐（Zuwendung）の受領者、すなわち他人から財産上の利益を受ける者が、その出捐を法的に保持してよいためには法律上の原因が必要であり、法律上の原因を欠けば、受領者は不当利得（民七〇三条）として返還しなければならぬ。受ける財産上の利益は、所有権、抵当権などに限らず債権でもよ（Vgl. § 812 Abs. 2 BGB）。出捐行為が有因で

あるときは、出捐の受領者は専らその原因の存在（無効、消滅していないこと）に依存する。たとえば、売買の買主の目的物の保持は、売買契約から生ずる買主の債権に依存する。売買が無効でありあるいは取消や解除になれば、買主は目的物を保持する原因を欠く（売主側が不当利得返還請求権を行使すべきか、所有権に基づく返還請求権を行使すべきかは、周知のようにわが国で論争のあるところである）。出捐行為が無因とされるとき、あるいは原因から抽象されているときは、原因が無効でありあるいは消滅しても、出捐の受領者はなお出捐行為による権利者であるが（たとえば所有権者、抵当権者、債権者）、出捐の受領者は、出捐者（正確にいえば、受領者に法的原因を与えている者である。いわゆる三角関係における不当利得問題を想起されたい）との関係においては、出捐を保持してよいわけではなく、すなわちその間に法的原因を欠き、出捐者（法的原因を与えた者）に対して受領した権利を不当利得として返還する債務を負うことになる。

手形債務負担行為や手形債権移転行為が無因であるときに、手形授受の直接の当事者間にあてはめれば、原因債権に無効、消滅などの瑕疵があるときは、手形の受領者は手形上の権利者ではあるがそれを保持する原因を欠き、手形債権を不当利得しており手形の返還義務を負う。すなわち無因の手形債権自体を不当利得している。⁽²⁷⁾

このような法律構成によれば、原因債権に瑕疵ある場合に、手形債務者に手形自体の返還請求権を基礎づけ、(ロ)に述べた二重手間を省略する意味での不当利得という構成の弱点は生じない。手形債務者に手形の返還を受ける必要性がないならば（流通期間経過後の主たる義務者など）、手形の表章するものは債権であるから、その履行を拒絶すれば手形返還と同じ経済的效果をもたらす。法律上の原因なくして義務を負担した者はその義務の履行を拒絶できるといふ不当利得の抗弁権を定める法制があるが（西ドイツ、§ 821 BGB）、明文の規定がないわが国でも、ある給付を請求するという債権の性質上、不当利得の抗弁権は承認できるであろう。⁽²⁸⁾ そもそも出捐行為を無因とすることと、不当利得返還請求権

は必然的な相関物 (notwendige Korrelat) とされているところである。⁽²⁹⁾

(二) 原因債権の瑕疵に基因する人的抗弁を(ロ)のように、特に手形は原因債権という目的ないし本体に対す手段であると構成すると、原因債権の時効消滅は、授受の当事者間での人的抗弁となるといふ結論はた易く導かれるのであろう。昭和四三年判決と同旨を唱く学説があり⁽³⁰⁾、同判決の研究においても、学説上異論のないところ、格別の問題を含んでいない、反対意見はないものと思われる、としていっているところである。

(ホ) 一般に債権が時効消滅した後、債権者が当該債権の弁済として給付を受領した場合、受領したものがその不当利得とはならないということに関しては異論のないところであらう。原因債権の消滅時効完全の時点を考え、原因債務の支払のために手形を受領していた者は、原因債権の弁済のために手形債権を有しているのであって、実体法に基づく財産移動(手形債権を取得していること)を不当利得法によって調整すべきような利得をしているとはいえない。それは一般債権の時効消滅後に他の債権を代物弁済として取得したときや更改契約を締結したのと何等異なるところがない。原因債権に瑕疵あるときの手形債務者の人的抗弁の基礎づけを、無因の手形債権を不当利得していると構成するときは(イ)、債権者は手形の返還を要するべく不当利得しているとか、それ故に手形金の請求を拒まれるべきだとはいえない。昭和六二年判決の島谷裁判官意見が、「しかも、時効による権利消滅の効果は、時効期間の経過とともに確定的に生ずるものではなく、時効が援用されたときにはじめて確定的に生ずるものであって(最高裁判昭和五九年(ホ)第二一一号同六一年三月一七日第二小法廷判決・民集四〇巻二四二〇頁参照)⁽³²⁾とされるのは、右に述べたところを支持する意味をもつといえようか。さらに、民法が時効によって消滅した債権であってもその消滅以前に相殺適状にあったときは、その債権でもって相殺することを認めていることは(民五〇八条)、時効消滅した債権について、一定の場合、その内容にあたるものを積極的に確保したとしても不当利得とはならないことを示しているといえよう。

原因債権が時効に罹つたということは、当該原因債権を、たとえば訴を提起しまたは原因債権のみを担保する担保権を実行しあるいはそのみを担保する保証人に保証債務の履行を求めるなど、積極的に行使することが妨げられるということの意味するのみである。別個独立の手形債権の消滅事由（民四七四条〜五二〇条）は何ら生じていない。原因債権が弁済等により消滅したときと同様に、債権者が原因債権の消滅時効完成后に手形債権を有していることおよび手形債権を行使することが債権者の不当利得となるものではない。したがって手形債務者に不得利得の人的抗弁は基礎づけられない。

もつとも、原因債権に関する当事者間の人的抗弁は不当利得の抗弁に限られるわけのものでもない。たとえば、原因関係をなす契約上で同時履行の抗弁権（民五三三条）が生じているとき、これを手形債権の行使に対して抗弁とできるかは、⁽³³⁾その基礎づけ、法律構成に問題もある。西ドイツでも問題となつたことがある。⁽³⁴⁾債権者は反対給付の義務を負っているので、手形債権を有することあるいはその支払いを受けても不当利得となるものではないから、不当利得の抗弁が基礎づけられるものではないが、手形債権の行使を直ちに認めるのは信義誠実に反する、あるいは権利の濫用といえるというような、原因関係当事者を支配するより高次の積極的理由づけによってならば、人的抗弁を許容してよいであろう。

手形交付の際に当事者は両債権の時効期間を考えて授受するということはないであろうし、⁽³⁵⁾債権者は手形債権を行使すれば大丈夫だと考えるのが普通である。⁽³⁶⁾そうであれば、原因債権の時効消滅後に手形債権を行使することが、原因関係の当事者間にあって信義誠実の原則に反するか、権利の濫用になるともいえないであろう。最高裁は、⁽³⁷⁾債務者が消滅時効完成后に債権者に対し当該債務の承認をした場合には、時効完成の事実を知らなかったときでも、その後その時効を援用することは、信義則に照らし、許されないと判示しているが、そのことから見ても、原因債権の時効消滅時

に手形債務を負担していることが承認と見うるかどうかは別として、何ら権利者の側に信義則違反はないといえよう。むしろ原因債権の時効（特に短期時効）を援用する債務者の側にこそ信義則違反があるのではなからうか。⁽³⁸⁾その他に、手形債務者に人的抗弁を認めなければならぬ積極的理由を見出せない。

(v) (二)および(ホ)は、原因債権の「支払のために」手形を授受した場合であるが、原因債権の「担保のために」授受した場合はどうであろうか。

わが国では、一般に担保には被担保債権への附従性が認められていることからすれば、手形授受の原因となった被担保債権が時効消滅したときは、当事者間では支払拒絶の人的抗弁となるといつてよいであろう。

ただ、譲渡担保一般の問題として、A債権の担保のために別のB債権を譲渡担保に供した場合、被担保債権Aが先に時効消滅したとき、被担保債権Aの債務者は譲渡担保に供したB債権の返還を求め得るか、譲渡担保に供された債権Bの債務者は担保の附従性を主張して担保権者（A債権の債権者）による請求を拒み得るか、は一つの問題ではある。この問題の解答次第では、手形が「担保のために」授受された場合（特に裏書を受けた場合）の、原因たる被担保債権の時効消滅の人的抗弁の成立についての結論も変わってくるといえようか。

(17) ただし、安達三季生「新白地手形法論（三・完）」法学志林七四巻一号一〇七頁以下は、直接の当事者間には原因関係上の債務のみが存在する、とされる。手塚尚男「為替手形の資金関係上の当事者である手形当事者間において、仮執行宣言付支払命令により引受に基づく手形債権が確定した場合と資金関係上の債権の消滅時効」判例タイムズ三七〇号四五頁も、これに近い立場といえようか。

(18) 大判明治三七・五・一七民録一〇輯七〇一頁、大判大正九・三・一〇民録二六輯三〇一頁（共に取引所外における定期取引）。

- (19) 大判大正五・一・二六新聞一、一五号三二頁、大判昭和三・四・一四民集七卷二六九頁。
- (20) 大判大正一・一・二二八新聞二、〇八四号二頁（賭博債務）、大判昭和六・四・二三評論二〇卷諸法三二六頁、最判昭和四・三・二七民集二三卷三三六〇一頁（共に信託法一条違反の訴訟信託）。
- (21) 拙稿「原因關係と人的抗弁」ロー・スクール一八号四八頁以下参照。
- (22) 田中耕太郎・手形法小切手法概論二一九頁以下。一八一頁以下にも同旨。
- (23) 鈴木竹雄・手形法・小切手法（法律学全集）二二〇頁。同旨、松本丞治・手形法完第五版一二二頁以下、石井照久著『鴻常夫増補・手形法小切手法商法IV一三八頁以下、小橋一郎・手形行為論二七〇頁、高窪利一・現代手形・小切手法二七七頁。
- (24) Jacobi, a. a. O. (註(11))。S. 292. もちろん理由は異なり、手形債権などの短期消滅時効は弁済の一定の推定であり、手形債権の弁済により原因債権も消滅するからであるとする。
- (25) フランスにおいても、手形債権の時効消滅後は原因債権を行使できることが、通説判例であることにつき cf. Roblot, Les effets de commerce, nos 75, 431.
- (26) 上柳克郎「手形の無因性についての覚書」会社法・手形法論集三八八頁以下。
- (27) 升本重夫・手形小切手法論三七四頁。木内・前掲註(10)手形法・小切法二〇九頁以下、拙稿・前掲註(21)四七頁。上柳・前掲三八六頁以下、同「手形債権の無因性」会社法・手形法論集三六三頁以下参照。
- (28) 四宮和夫・事務管理・不当利得・不法行為上巻（現代法律学全集）一一四頁。
- (29) Flume, Allgemeiner Teil des bürgerlichen Rechts, 2. Bd., 3. Aufl., S. 157.
Vgl. ferner, Medicus, Bürgerliches Recht, 13. Aufl., S. 24 f.
- フランス法は「手形債権の無因性」という法律構成をとらないが、フランスの学者の著書は、ドイツ法のように無因性を承認するときはその行き過ぎを修正するために、手形外の不当利得の理論に訴えることを余儀なくされること、直接の当事者間では手形による請求を拒絶するために、不当利得法に基づく反対請求をもって対抗することが許されること、を指摘してゐる。Ripert-Roblot, Traité élémentaire de droit commercial, 9^e ed. tome 2, n^{os} 1929, 2045.
- (30) 竹田省・手形法・小切手法四六頁、大野實雄「振出人と受取人との關係」手形法・小切法講座二二二八頁、大隅健一郎『河本一郎・注釈手形法小切手法』一〇九頁、服部栄三・改訂版手形・小切手法二二四頁、高窪利一・手形・小切手法通論三六

三頁。

(31) 並木俊守「原因債務の時効消滅と手形の支払拒絶の抗弁」週刊金融商事判例一六一号二頁、水田耕一「原因債権の時効消滅と手形抗弁」金融法務事情五四八号二二頁。

(32) これを前提とするときは、本文(四)に述べた二重手間を省く意味での不当利得と考える立場においても、原因債権の時効消滅は人的抗弁とはならないということになりはしないであろうか。

(33) 肯定する判例として、東京高判昭和三九・九・三〇判例タイムズ一六八号一六二頁。

(34) 人的抗弁は不当利得の抗弁 (§§ 812, 821 BGB) でなければならず、原因債務に附着する留置権の抗弁 (§§ 273, 274 BGB) 契約が履行されていないという抗弁 (§§ 320, 322 BGB) では不可とする判例 (OLG Oldenburg, 14. 11. 1969, NJW 70, 667) の見解は BGH, 24. 11. 1971 (BGHZ 57, 292) によって、そのような抗弁があるときには手形債権者の権利行使は常に許されざる権利行使かどうかの判断は別として、当該事案では許されないと、破棄されている。

(35) Jacobi, a. a. o. (註 (11)), S. 292.

(36) 昭和六二年判決の島谷裁判官は、手形授受の当事者間の意思を重視し、原因債権の消滅時効完成を、弁済により満足を得た場合と同様に人的抗弁の對抗を許すことは、あまりに形式論にすぎ、合理的根拠に欠ける、とされる。

本稿は、手形債権の無因性を承認したときの、原因債権の瑕疵あるときの人的抗弁の法律構成はどうあるべきかという観点から、原因債権の時効消滅は人的抗弁とならないことを論じてきた。手形債権の無因性を否定すれば、ちょうど原因債権に関して手形が授受された場合に、それは「支払に代えて」か「支払のために」か「担保のために」か「当事者の合理的意思によって決めざるをえず、結局は「支払のため」と事実上推定されているように、原因債権の時効消滅は人的抗弁とならないということ、授受当事者間の合理的意思に基礎づけられることになる、と考える。

(37) 最大判最判四一・四・二〇民集二〇巻四号七〇二頁。

(38) 山崎・前掲註(7)二八頁は、債務者の原因債権の時効消滅の抗弁は信義則に反しあるいは権利の濫用によって許されないとされる。しかし、この抗弁が成立するとしても、信義則違反や権利濫用がいえるのは原因債権が手形の時効期間以下の短期時効に服するときではなからうか。長期時効に服するときでも、理論的には発生する問題である。なお、註(13)参照。

四 おわりに

同じ原因債権の消滅であつても、時効消滅は人的抗弁とならないと解すれば、手形債権が判決などで確定されたときは原因債権の時効期間も確定のときから一〇年となるとする昭和五三年判決、手形債権について訴えの提起があれば原因債権についても裁判上の請求に準ずる時効中断の効力を生ずるとする昭和六二年判決は、原因債権のみを担保する担保権を保存する必要があるときなどは別として、³⁹⁾こと手形債権の行使を認めるためであれば不要な判例理論ではあるまいか。

西ドイツでは原因債権の消滅時効完成が人的抗弁とならないというのが通説であることは前述した(註(11))。それは、わが民法が時効によって債権が消滅する(民一六七条以下)と構成するのに対し、ドイツ民法が消滅時効の完成によって債務者に履行拒絶権を与えると構成し、その債権のための質権、抵当権は債権の時効完成後も実行できるとする177 (§§ 222 f. BGB) に起因するわけではない。原因債権の無効、消滅(本稿でいう原因債権の瑕疵)があるときの手形債務者の人的抗弁を、債権者が無因の手形債権を不当利得していることに求めるため、債権の消滅時効完成の法律構成とあいまつて、いわば当然解釈として出てくるだけである。わが国で手形債権の無因性を承認するのであれば不当利得の抗弁もまた承認せざるを得ないのでなかろうか。わが民法は時効の完成により債権は消滅すると構成するために、その時に債権者が不当利得しているか否かをあらためて問題にせざるを得ないだけである。

手形授受の当事者の合理的な意思は、「支払に代えて」ではなく「支払のために」であるとしながら、原因債権が短期消滅時効に罹るときに(理論的には、五年、一〇年の時効期間でもありうるが)債権者をして「支払に代えて」であればよかつたと思わせるような解釈は、やはり常識に合わないといえるのではなかろうか。

原因関係の時効消滅は人的手形抗弁となりうるか

(39) 民法三九六条。なお、最判昭和四三・一〇・一七判例時報五四〇号三四頁、最判昭和四六・七・二三判例時報六四一号六二頁参照。もっともこれら判例には疑問をもつが。

Soll die Verjährung der Grundforderung auch
die persönliche Einrede des
Wechselschuldners gegen den Wechselinhaber begründen?

Ryuji OHTSUKA*

Nach §§ 167 Abs. 1 ZGB u. s. w. erlischt die Forderung bei der Vollendung der Verjährungsfrist.

Die herrschende Lehre und die Urteile des Oberstgerichts, die die Abstraktheit des Wechsels annehmen, es erkennen, daß die Verjährung der Grundforderung eine persönliche Einrede des Wechsel- und Grundsschuldners begründen soll.

Aber wir müssen versuchen, ob der Wechsel- und Grundgläubiger den Wechsel ungerechtfertigt bereichert ist, weil die Vorschriften über die ungerechtfertigte Bereicherung das notwendige Korrelat zu der Institution des abstrakten Zuwendungsgeschäfts sind.

Der Wechsel- und Grundgläubiger ist in keinem Weg den Wechsel ungerechtfertigt bereichert, wenn die Grundforderung verjährt.

Ist der Wechsel- und Grundgläubiger bei der Verjährung der Grundforderung den Wechsel nicht ungerechtfertigt bereichert, soll der Wechselschuldner die Zahlung des Wechsels nicht verweigern.

*Professor an der Universität Hokkaido(Juristenfakultät)